

鳥取県警察本部告示第1号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

鳥取県警察本部長 佐藤 幸一郎

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
猟銃等講習会講習処理事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の初心者講習修了検査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生活環境課（当日のみ検査会場）	猟銃等講習会講習処理事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の初心者講習修了検査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生活環境課（当日のみ検査会場）
年少射撃資格講習会講習処理事務	年少射撃資格の認定のための講習会の講習修了検査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生活環境課（当日のみ検査会場）	年少射撃資格講習会講習処理事務	年少射撃資格の認定のための講習会の講習修了検査における得点	合格発表の日から1月間	警察本部生活環境課（当日のみ検査会場）
略				略			